

【追加募集】令和8年度渋川市店舗改装事業補助制度の概要

【制度の概要】

地域住民の買い物及び生活環境を改善するとともに、共生社会の実現を推進するため、店舗を改装しようとする小規模事業者に対し、予算の範囲においてその費用の一部を補助いたします。

【受付期間】

令和8年9月1日（火）～12月28日（月）

午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く。）

※申請額が予算に達した場合、上記受付期間内であっても受付を終了します。

【受付場所】

渋川市商工課（第二庁舎2階）に必要書類を直接持参して申請してください。

（渋川商工会議所又はしづかわ商工会による経営相談を受けてから市に提出してください。）

【主な対象条件】

項 目	内 容
対 象 者	・商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条第1項第2号の規定に該当する市内の会社及び個人事業主（<u>常時使用する従業員の数が5人以下であること</u>） ・改装する店舗（補助対象店舗）で5年以上継続して事業を営んでいるもの ・店舗の所有権その他の使用権限を有すること ・補助金の交付申請前までに渋川商工会議所又はしづかわ商工会による経営相談を受けていること ・店舗改装後も当該店舗における事業が3年以上継続できるもの ・これまでに渋川市店舗改装等助成事業補助金交付要綱又はこの要綱に基づく補助金を受けていないこと。ただし、前回の交付決定の日が属する年度から5年以上経過している場合を除く。 ・渋川市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと ・市税を滞納していないこと
対 象 店 舗	・<u>小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業を営む市内の来客型店舗であること</u> ・<u>※フランチャイズチェーン契約店舗、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可又は届出が必要な業態の店舗を除く。</u> ・市内で建築後5年以上営業を継続している店舗

対象工事等	・市内に事業所を有する施工業者及び販売業者を利用し、地域住民の買い物及び生活環境の改善を目的とした内装、外装等の工事や建物と一体となって機能する機器等の購入設置（別表参照） ・<u>補助金の交付決定日以降に着工し、年度内に完了するもの</u> ・店舗の改装に要する費用が、30万円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）以上のもの ・他の補助金の補助対象経費としていないもの ・関係法令及び公序良俗に反していないこと
-------	---

【補助金額】

補助対象経費の1／2の額（上限30万円）

【申請に必要な書類等】

- ① 渋川市店舗改装事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 店舗の所有権その他の権限を証明する書類
（例：「登記事項証明書の写し」又は「賃貸借契約書の写し」）
- ③ 事業計画書（様式第4号）
- ④ 工事等見積書の写し（内訳の分かるもの）
- ⑤ 付近見取図、工事箇所の図面及び写真（施工前の状況を撮影したもの）
- ⑥ 渋川市店舗改装事業補助金に係る共有者全員の同意書（様式第2号）
※改装する店舗の所有権が共有である場合
- ⑦ 渋川市店舗改装事業補助金に係る店舗の所有者の同意書（様式第3号）
※改装する店舗の権限が所有権以外（賃貸など）の場合

※その他、追加で資料が必要となる場合があります。

【着手届の提出】

補助対象事業に着手したときは、速やかに渋川市店舗改装事業補助金着手届（様式第6号）を提出してください。

【実績報告に必要な書類等】

- ① 渋川市店舗改装事業補助金完了実績報告書（様式第11号）
 - ② 渋川市店舗改装事業補助金交付決定通知書（様式第5号）の写し
 - ③ 補助対象経費を支払ったことが分かる書類（内訳の分かるもの）
（工事明細書、請求書、領収書等の写し）
 - ④ 施工後の状況写真
 - ⑤ 渋川市店舗改装事業補助金交付請求書（様式第10号）
 - ⑥ 通帳等の写し（口座番号及び口座名義人の振り仮名が確認できるページ）
- ※その他、追加で資料が必要となる場合があります。

※補助金交付後、3年間は渋川市店舗改装事業補助金効果検証報告書（様式第13号）の提出が必要です。

【小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業について】

※日本標準産業分類に基づく下記業種が該当になります。

①小売業

- 中分類 56 各種商品小売業
- 中分類 57 織物・衣服・身の回り品小売業
- 中分類 58 飲食料品小売業
- 中分類 59 機械器具小売業
- 中分類 60 その他の小売業
- 中分類 61 無店舗小売業

②飲食サービス業

- 中分類 76 飲食店
- 中分類 77 持ち帰り・配達飲食サービス業

③生活関連サービス業

- 中分類 78 洗濯・理容・美容・浴場業
- 中分類 79 その他の生活関連サービス業

別表

区分	補 助 対 象 事 業
増築	既存の店舗部分の存しない箇所に、新たに店舗部分を建築する工事
改築	既存の店舗部分の一部を取り壊し、当該店舗部分が存した箇所に店舗部分を改めて建築する工事
改修	1 店舗の耐久性を高める工事 (1) 基礎、外壁、柱、ひさし、屋根、床、内壁、天井等の工事 (2) 塗装工事 (3) 建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事 (4) その他耐久性を高めるために必要な工事
	2 店舗の衛生上、安全性又は防災上必要な工事 (1) 柱、梁等について有効な補強を行う工事 (2) 筋かい、火打ち等による補強工事 (3) 外壁を防火構造とする改修等、防火性能を高める工事 (4) 屋根を不燃材で葺き替える等の工事 (5) 避難設備、防火設備又は換気設備等の工事 (6) 給排水及び衛生設備工事 (7) その他安全上又は防災上必要な工事

	3 店舗機能の向上を図るための工事又は店舗の衛生上必要な工事 (1) ふすま、障子、網戸又は畳の張り替え (2) 床材、内壁又は天井の貼り替え、内装の塗装工事 (3) 扉の交換工事 (4) 窓ガラス又はサッシの交換工事 (5) ドアの電動化工事 (6) 店舗間仕切りの変更等の模様替えを行う工事 (7) 看板又はオーニング（日よけ）の修復及び設置工事 (8) 厨房等の改修工事 (9) 空調設備工事（埋込式など店舗と一体となって機能するもの） (10) 環境負荷低減に資する工事（断熱、LED照明設置による省力化やCO₂削減による環境への配慮等を目的とした工事をいう。ただし、太陽光発電設備は対象外とする。） (11) 一般に開放され無料で利用できる屋外分煙施設の改装工事（排気口が人通りの少ない場所を向いている、壁が一定程度の高さがある等厚生労働省が定める「屋外分煙施設の技術的留意事項」に沿って屋外分煙施設の整備を行う工事をいう。）
	4 共生社会の実現に資する店舗の工事 (1) 段差解消、スロープ等の設置又は改修工事 (2) バリアフリー構造上必要な店舗前及び駐車場の舗装工事 (3) 車いす専用カウンター等の設置又は改修工事 (4) 多機能トイレ等の設置又は改修工事 (5) その他共生社会の実現を目的とし、この要綱の趣旨に適すると市長が認める改修工事
備品購入	当該店舗で営む事業に直接関係する備品の購入 消費税及び地方消費税に相当する額を除いた取得価格が1点30万円以上の備品購入（容易に移動又は移設可能なものを除く。）
その他	【補助金の対象とならないもの】 ①改装に伴う設計費、契約に関する諸経費、その他備品（レジスター、パソコン、ファクス、ソフトウェア、事務用品、什器等）の購入費 ②他の補助金の補助対象経費としているもの ③市内に事業所を有しない業者が行う改修に係る費用 ④その他店舗が必要であると認められないもの

※店舗には、店舗運営に必要な倉庫及び店舗と同一敷地内の看板を含みます。

【申請から補助金の交付までの流れ】



